

平成 2 1 年 度
監 査 結 果 報 告 書

(財政援助団体等監査)

[財団法人 枚方市文化国際財団]

枚 方 市 監 査 委 員

枚 監 査 第 1 6 4 号
平成 2 1 年 1 2 月 3 日

様

枚方市監査委員

勝 山 武 彦

竹 田 惠 次

野 村 生 代

有 山 正 信

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を提出する。

1. 監査の対象

(1) 対象団体

財団法人 枚方市文化国際財団

(2) 対象事務

① 補助金等交付団体監査

平成20年度、平成21年度における財団法人枚方市文化国際財団運営等補助金に係る出納、その他の事務

② 出資団体監査

平成20年度、平成21年度における財団法人枚方市文化国際財団の事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

2. 監査の期間

平成21年9月1日から平成21年12月2日まで

3. 監査の方法

提出された資料及び関係書類の審査、実地調査及び事情聴取等の方法により監査を実施した。

4. 監査の結果

財団法人枚方市文化国際財団の事務処理状況は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に留意を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

○くずはアートギャラリーについて

くずはアートギャラリー一般利用者の利用率は、当初開設した平成17年度の30.9%から平成20年度は66.6%と年々増加し、それにともない、使用料収入も増加し、市からの補助金が縮減されている。

今後、使用申込み手続の簡素化等、使用者の利便性の向上や事務の合理化など経費を節減するとともに、設置目的である市民文化の創造に寄与するため、広報活動の強化など当ギャラリーの市民への周知に努め、一般利用率の向上を目指すよう要望する。

○公益法人制度改革について

財団法人枚方市文化国際財団は、枚方市の全額出資により設立された財団法人である。平成20年12月1日に「特例民法法人」となっているが、5年後の平成25年11月30日までに、今後の進み方を選択しなければならない。

平成20年度には、「財団法人枚方市文化国際財団の公益財団法人への移行申請に伴う検討委員会」が設置され、3回の検討委員会が開催されている。

場合によっては長期にわたることも想定される行政庁の公益認定の審査期間等も加味しながら、検討委員会において十分な審議を行い、適当な時期を選択し、公益財団法人への移行認定申請等、今後の方向を定めていくよう要望する。